

## 議案第25号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

根拠となる企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を受け、引用している箇所の条ずれや文言等につき所要の改正を行うもの。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例(平成22年小松島市条例第32号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例</u>  (趣旨)  第1条 この条例は、 <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u> (平成19年法律第40号。以下「法」という。)第 <u>20</u> 条に規定する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。  (定義)  第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。  (1) 同意基本計画 <u>法第5条第5項</u> の規定により主務大臣の同意を受けた同条第1項の基本計画_____をいう。	<u>小松島市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条に規定する固定資産税の課税免除に関する条例</u>  (趣旨)  第1条 この条例は、 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u> (平成19年法律第40号。以下「法」という。)第 <u>25</u> 条に規定する固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。  (定義)  第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。  (1) 同意基本計画 <u>法第4条第6項</u> の規定により主務大臣の同意を受けた同条第1項の基本計画( <u>法第5条第1項</u> の規定による変更の同意があったときは、その変更後のもの)をいう。	改正  改正  改正  改正  追加

	(2) 承認企業立地計画 法第14条第3項の規定により徳島県知事_____の承認を受けた企業立地に関する計画(法第15条第1項_____の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの)をいう。	改正
	(3) 特定事業 次号の同意集積区域における法第5条第2項第5号に定める業種に属する事業をいう。	追加
	(4) 同意集積区域 同意基本計画において定められた法第4条第2項第2号の集積区域_____をいう。	改正
	(課税免除の措置)	
第3条	市長は、同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に承認企業立地計画_____に従って特定事業_____のために設置される施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)で定めるものを同意集積区域内に設置した事業者(法第5条第2項第5号の指定集積業種であって同令第4条で定めるものに属する事業を行う者に限る。)について、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除することができる。	改正
	(2) 承認地域経済牽引事業計画 法第13条第4項の規定により徳島県知事又は同条第7項の規定により主務大臣の承認を受けた地域経済牽引事業に関する計画(法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの)をいう。	改正
	(3) 促進区域 同意基本計画において定められた法第4条第2項第1号に規定する区域をいう。	改正
	(4) 地域経済牽引事業 促進区域における法第2条第1項に規定する事業をいう。	追加
	(課税免除の措置)	
第3条	市長は、同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業のために設置される施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令_____ (平成19年総務省令第94号)で定めるものを促進区域内_____に設置した事業者(法第5条第2項第5号の指定集積業種であって同令第4条で定めるものに属する事業を行う者に限る。)について、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対する固定資産税の課税を免除することができる。	改正 改正